

初任者の訪問看護職員に対する研修補助事業

1 目的

訪問看護ステーション等において、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーション等のサービス対応力の向上を図る。

2 対象事業所

初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を実施する兵庫県内の訪問看護ステーション等（みなしの訪問看護事業所を含む）

※ 兵庫県又は県内市町から指定を受け、兵庫県内に所在する事業所に限る。

3 対象経費等

初めて訪問看護業務に従事する看護職員（看護師・准看護師・保健師 ※非常勤職員を含む）に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）、研修受講費

※ 令和8年4月1日～令和9年3月31日に発生した研修にかかる経費を対象とする。

4 補助基準額

初めて訪問看護業務に従事する看護職員1名につき220千円

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する研修に限る。

研修期間は**6ヶ月以上（令和8年4月1日～）**を要件とする。

令和8年4月1日時点で入職後1年以内の看護職員

対象経費が220千円よりも低い場合は、その金額までとなる。（補助率：1／2）

5 提出資料 交付申請書 Excel、研修対象者の履歴書（写し）

6 提出期限 **令和8年8月14日（金） 必着**

※募集予定（100名）に達し次第、募集を締切ります。応募状況によっては、再募集を行うこともあります。

※補助要件に該当しない場合や、提出書類に不備がある場合は、補助が認められない場合があります。

7 提出先

下記システムから必要書類をご提出ください。

[兵庫県電子申請システム](#)

※「手続き一覧」の「補助金申請」から該当事業を選択してください。

8 今後の予定

令和8年8月下旬 交付決定通知

以降、随時、実績報告提出及び額の確定通知、支払